

平成24年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（平成24年9月13日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案13件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号3番湯浅礼子さん。

一つ、空き家対策について。

一つ、いじめ問題について。
一つ、行政への届け出書類・各種証明書請求について。
一つ、防災対策について。
以上、4件について。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、泉谷市長、一番大変な時期、この8年間、健康状態も優れない中、歌志内のために頑張っていたくださりまして、本当にありがとうございました。最近、ようやく市長室に気軽にお邪魔できるようになりましたのに、残念な気持ちでいっぱいでございます。本当に御苦労さまでございました。まことにありがとうございました。

それでは、本題に入らせていただきます。本日の質問は4件でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

大変な時代だからこそ、市民が安心して暮らせるまちづくり、人口減少歯どめのためにも、住みやすいまちの景観を大事にする空き家対策、空き家の活用が最重要課題になってまいりました。全国的にも空き家対策条例化が進み、新聞報道、NHKでは空き家対策ドキュメント番組も組まれ放映されました。6月定例会におきまして、この空き家対策について質問、問題提起をさせていただきました。

件名1、空き家対策について。

①の質問、6月定例議会後、行政当局でどれだけ条例制定化に向けた調査・研究が進められたのかお伺いしたいと思います。

②の質問、先般、答弁いただきました一般住宅197戸、空き家などの状況、実態調査をされたと思いますが、空き家の利用が可能であるのかどうか、どこまで把握しているのか、廃屋状態にあるのは何軒あり、危険箇所は何カ所あるのか伺いたいと思います。

③でございます。当市において、固定資産税が納められていない空き家は何軒か。所有者不明の住宅や、所有者死亡で相続人に資力がない場合、またその他、権利関係の問題等で解決まで至らなく、結果としてそのまま放置されているケースは何軒あり、このような場合はどう処理するのかお伺いしたいと思います。

④でございます。市民の皆様から空き家の苦情などに寄せられ、市民相談などを受けた場合、行政は何を基準にどのような対処をされているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

⑤でございます。空き家、空き店舗の有効活用について、行政の考えを伺いたい。

⑥でございます。空き家などの管理についての市の基本的な考えをお聞かせください。また、今後どのように対策を講じていくかお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

2件目、いじめ問題についてでございます。

同級生からいじめを受けていた天津市中学2年の男子生徒が、昨年10月に飛び降り自殺した問題は、滋賀県警が市教育委員会と学校を家宅捜索、異例の強制捜査に踏み切る事態にまで発展し、捜査が子供たちに与える影響も大変心配されました。

2000年発表されました教育提言の中で、いじめ問題について大人社会のモラルハザード、すなわち倫理の欠如や悪への無関心、冷笑主義が子供たちの心に陰を落としていることを指摘しております。さらに、従来のもとの社会から、教育のための社会へ転換していくべきであると、今こそ学校と家庭と地域が協力して子供を取り巻く教育環境を最善のものとしていく必要があることを訴えております。

①の質問でございます。文部科学大臣の談話の中に、いじめは決して許されないことです

が、どの学校でもどの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりませんとありますが、このことをどのように受けとめ、対応してこられたのか伺いたいと思います。

②でございます。子供教育についてよく耳にする言葉であります。それは、学校・家庭・地域が一体となり健全な子供をつくらなければならないという言葉です。大人自身の苦しくても真剣な自分の生きざまを子供に見せながら、それぞれの立場、持ち場で連携を強くしなければならないと思います。

そこで質問をいたします。現在、教育委員会が把握している過去7年間のいじめの件数、把握の方法及び調査内容、結果などについて伺いたいと思います。

③でございます。いじめの本質をどのようにとらえておりますか。

④どうすれば、いじめは防げると思いますか。

⑤でございます。大津市のいじめ問題がクローズアップされてから、24時間いじめ相談ダイヤルへの相談件数が急増していると聞きますが、学校や教育委員会への相談など、状況はどうでしょうか。

件名3、行政への届け出書類・各種証明書請求についてでございます。

コンビニにおける証明書の交付が、現在、一部の自治体で実施されておりますが、当市は高齢化が進み、年度末、公営住宅の家賃評価の年間収入申告のため、行政に赴くことに対して高齢者の皆様から多くの相談をいただいております。

①としまして、届け出書類の提出に、例えば中村中央団地内にあります町内会館、もとの支所でございます、出張機関を設けていただけないでしょうか。2日から3日もよいと思います。最悪の場合、1日でもとの切実な多くの声の市民相談をいただいております。その他の町内会の状況も、あわせて伺いたいと思います。

②でございます。歌志内は商店街の衰退で、いわゆる買い物難民と呼ばれる住民層が増加する中で、地方におけるコンビニは、都市部のコンビニと比べた場合、その存在感が大きく異なります。若い方は、近隣の砂川、滝川などに多く勤務されておられ、仕事帰りに地方のコンビニで印鑑証明、住民票などをとることができ、大好評のようでございます。将来的に、コンビニにおける証明書の交付についての行政の考え方を伺いたいと思います。

件名4でございます。昨日、ほかの議員の皆様方からの質問で大体理解いたしました。通告どおり質問させていただきます。

平成24年度市政懇談会が8箇所の地域で行われました。

①としまして、今回の市政懇談会には地域別にどのくらい市民が集い、意見交換されましたか。

②としまして、市民の皆様から、どのような御意見・御要望が聞かれましたか。

③としまして、町内ごとの防災・避難所の見直し・防災マップ作成などの意見交換がありましたが、歌志内市全般にわたっての防災減災総点検の状況を伺いたいと思います。

④としまして、歌志内において4月24日、想定外の土砂災害が発生しましたが、あの緊迫した中での行政としての対応など、災害の市民への周知の方法、災害対策の指示系統などについて、今後の災害への反省点も含めて対応策を伺いたいと思います。

⑤としまして、風水害対策、河川・水路の整備についても伺いたい。

⑥としまして、子供たちに学校での本格的な避難訓練・全市民挙げての避難訓練を行う考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

⑦としまして、東日本大震災以降、地域の防災力を高めることは、市民の命を守るためには

最優先課題と叫ばれております。

当市における橋、道路、河川、公共施設、町内会館も含めて耐用年数などの総点検を早急にお願いしたいかがでしょうか。特に、社会資本（インフラ）は耐用年数50年から60年と認識しております。

⑧としまして、災害に強いまちづくりの対策はどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

以上、4件の質問でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん、1番の空き家対策の中で、⑤の部分の質問が漏れていますが、これは取り消しですか。

質問1番の空き家対策の中で①から順番にありますけれども、⑤番の質問が漏れていますが、これは取り消しですか。もしあれだったら、その部分についてももう一度質問してください。

○3番（湯浅礼子君） ⑤としまして、空き家問題に限らず、さまざま市民相談など、過去年間に何件受理され、皆様の要望、相談、苦情などに対応してこられたのか伺いたいと思います。

大変失礼いたしました。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、空き家対策についての①、④、⑤と件名の3、行政への届け出書類・各証明書の請求についての②について御答弁申し上げます。

件名の1の①、空き家対策の条例制定化についての御質問でございますが、近年、地方を中心に空き家が増加していることから、空き家対策のための条例を制定しているところがございますが、その多くは空き家が適正に管理されなかった場合に、勧告や氏名を公表するなど、所有者の責任において改善を求めるものにとどまっております。

一部の自治体では、寄附を受けて公費で処理をしておりますが、これらは一定の条件に該当する危険家屋などに限定しなければ、一たん、家屋所有者のモラル低下を招きますと、多額の公費負担が必要になります。

また、行政代執行は最後の手段であるとも言えますが、財産権の侵害につきましては、個人の権利を制限する不利益処分について、行政がその権限を行使することについて十分な対抗要件を用意しなければならず、その他にも代執行費用の回収などをクリアしなければならないことから、その執行が行われた例はほとんどないのが現状でございます。

このため、条例等を制定している先進地の事例を十分検証・研究し、当市にはどのような形が一番ふさわしいのか慎重に検討する必要があると考えております。

現状では、本年度も既に5件の実績があります家屋の解体除却への助成制度が実効性のある対策でありますので、さらにPRに努めてまいります。

次に④、空き家についての市民相談等を受けた場合の対処についての御質問でございますが、市民相談として空き家に関する苦情が寄せられた場合は、初めに現地調査を行い、苦情内容の状況を確認いたします。次に、空き家といたしましても財産権の問題がありますので、所有者や管理者を調査し、所有者等に苦情に対する対応を要請しております。

次に⑤、空き家以外の市民相談の件数や対応についての御質問でございますが、苦情対応を含めました市民相談の件数につきましては、平成23年度は35件、24年度は8月末現在で26件であります。内容につきましては、23年度が動物に関する苦情相談が9件、動物の死骸に関する苦情相談が10件、ハチの巣に関する苦情相談が5件、建物に関する苦情相談が1

件、除雪に関する苦情相談が3件、生活相談が4件、商店に関する苦情が1件、ごみに関する苦情相談が2件であります。

24年度につきましては、8月末現在の件数ですが、動物に関する苦情相談が4件、動物の死骸に関する苦情相談が8件、ハチの巣に関する苦情相談が5件、建物に関する苦情相談が2件、生活相談が1件、ごみに関する苦情相談が3件、害虫に関する苦情相談が1件、道路に関する苦情相談が1件、放置車両に関する苦情相談が1件であります。

これらの相談等に対する対応といたしましてはさまざまでありまして、当課による直接対応や指導、他課及び関係機関への通報や要請、備品の貸し付け、専門業者の紹介、無料弁護士相談の活用、その他対処方法の助言などを行っております。

次に、件名の3の②、コンビニにおける証明書の交付についての御質問でございますが、コンビニエンスストアにおいては、住民基本台帳カードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書を自動交付するサービスは平成22年2月から開始され、コンビニ交付サービスと言われております。

コンビニ交付サービスにつきましては、本年8月1日現在で、全国で56団体、道内では音更町の1団体が実施しており、現在、このサービスを利用できるコンビニエンスストアは、セブンイレブンのうち専用の機械を置いている店舗のみとなっております。このサービスの利用により、市役所に来なくても勤務先近くのコンビニで住民票の写しがとれるなど、市民の利便性は向上いたしますが、一方で、多額の費用がかかります。このシステムを運用しております財団法人、地方自治情報センターの資料によりますと、本市の場合、機械購入や環境構築などの導入費用が約3,300万円、保守や負担金など維持管理費用が毎年400万円以上かかります。このため、一定のニーズはあると思いますが、市の財政状況や費用対効果を考えますと、現時点での導入は考えておりませんが、サービス内容の拡充や他の自治体の動向、各種経費の圧縮が図られるかなどを十分注視しながら、将来的な課題として調査、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、大きな1番の空き家対策についての②番、大きな3番の行政への届け出書類・各証明書請求についての①番、大きな4番の防災対策についての⑤番と⑦番につきまして御答弁申し上げます。

最初に大きな1番の空き家対策についての②番でございます。空き家などの利用が可能かどうか把握しているのかどうか、廃屋状態にある空き家は何軒あるのかと、危険箇所は何カ所あるのかということでございます。御答弁申し上げます。

6月の議会では、昨年12月の消防本部の査察で、人が住んでいないと判断される住宅を空き家としてとらえ、一般家庭197戸と報告させていただきました。

現在まで、その空き家の住宅が利用可能かどうかについての調査は行っておりません。また、廃屋状態にある住宅については、廃屋の定義を決めていないことから断定的な判断にはなりません。屋根の崩落や壁損壊により住める見込みが極めて困難と判断をされる住宅は約20戸程度あるものと思われます。

なお、危険と思われる箇所についての把握はしておりません。

次、大きな3番の①番でございます。出張機関を設けていただけないでしょうかということでございますが、御答弁申し上げます。

市営住宅の家賃は、平成8年の法改正により、入居者の収入に応じて設定されるようになり

ました。この申告は、入居者の家賃を決定するため、毎年収入を申告していただく重要な手続でございます。収入申告は、市から郵送する申告書に必要事項を記載し、申請者が各機関から発行されている収入を証明する書類と一緒に提出しなければなりません。

高齢者の方が市役所に来庁されなくても、年金受給証明や源泉徴収票の複写と申請書を一緒に封筒に入れ、郵送されても受付しております。また、所得を証明する証明書として所得証明が必要な場合があります。この場合にも、委任を受けた代理人が財政課に申請手続を行い、発行された証明書を申請書と一緒に住宅窓口に出すことも可能でございます。市が各町内へ赴き、申告書を受領することについては考えておりません。

大きな4番目の防災対策について、⑤番でございます。風水害対策、河川・水路の整備についてでございます。

⑦番は、東日本大震災以降の当市における公共施設等の総点検の早急に点検をしてほしいという声がかかるといことにつきまして、一括して御答弁申し上げます。

⑤につきましては、風水害対策として、河川や水路の整備は日常的なパトロールの中で、修繕等を要する場合には局所的に修繕を行っております。なお、状態によっては調査設計を行い、新規に予算化を図り整備を行うこととなります。

また、本年度は文珠地区、神威地区、本町地区において治山工事や排水工事を行っております。

⑦につきましては、公共施設として、建築物や橋りょうについては管理台帳等で建設年次や耐用年数を把握しております。また、河川や道路については、それぞれの部材や施設での耐用年数がございます。なお、公的以外の町内会館については把握しておりません。公共施設等の点検については目視により行っており、耐用年数を迎えても現行法上問題のない施設は、長寿命化の視点に立ち延命化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私のほうからは、1番の空き家対策についての③固定資産税が納められていない空き家の軒数等について御回答申し上げます。

空き家の中には、課税されている家屋と、建築後、相当年数がたち、課税標準額が免税点未満となり、非課税となっている家屋がありますが、納付状況から固定資産税が納められていない空き家の軒数までは把握できない状況です。

所有者が死亡すれば、その家屋は相続され、一般的には相続登記がなされますが、未登記の場合につきましては、当市に届け出をしていただいております。課税されている家屋のうち、居所等不明、相続財産管理人未選定の空き家は現在4軒あり、一定期間公告をして書類の交付を有効なものとする公示送達という方法により処理しております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 私のほうからは、大きな1点目の空き家対策についての⑥と⑦、そして最後の4点目の防災対策についての①から④、⑥と⑧についてお答え申し上げます。

初めに、空き家対策の⑥と⑦でございますが、一括してお答え申し上げます。

個人が所有する空き家を市が直接活用することは困難であります。空き家の有効活用を目的として、市のホームページ等を活用し、空き家情報の提供を行うなど、有効活用が図られるよう空き家バンクなどシステムづくりについて研究してまいりたいと考えております。

また、空き家などの管理につきましては、火災予防の観点から、適正な空き家の管理につい

て消防本部より実態を調査するとともに、不正な建築物や管理不全な空き家に対し指導を行う建築指導の観点などにより、空き家等の実態や所有者への指導を行っている状況であります。このため、空き家等は、地域の環境保全や防犯、ごみ等の不法投棄の誘発など、近隣住民の生命と財産に被害を与えるおそれがある重要な課題と認識しているところであります。

本市においては、ますます高齢化や少子化が進むことにより、空き家がふえていくものと懸念されることから、解体除却を促進するため助成制度の充実を図るとともに、勧告や代執行等も備えた条例制定について、さらに調査、研究を進めたいと考えております。

次に、大きな4点目の防災対策に入ります。

初めに①でございます。市内8カ所で開催し、計124名の参加をいただきました。会場別では、上歌新栄地区集会場14名、公民館8名、歌神地区集会所21名、老人福祉センター16名、中村生活館18名、文珠第一町内会館10名、しらかば町内会館19名、文珠第三町内会館18名となっております。

次に、②でございます。地区別市政懇談会における主な意見、要望等につきましては、各町内会、自治会で抱えている課題や要望、意見などを事前に提出していただくとともに、当日、参加者から直接要望や御意見等をお聞きしております。その主な意見、要望等といたしましては、市民生活に直結するものが多く、市営住宅の改善、改修や道路の除排雪の改善などです。

これらの要望等につきましては、早急に現地確認を行い、対応できるものは即時対応しており、予算が必要なものにつきましては、各所管においてその対応を検討し、予算計上の上取り組むこととしております。

また、三件の行政情報についてですが、1件目は歌志内市公営住宅等長寿命化計画に関して、平成32年度までの計画を説明してまいりました。

2件目は、第5次歌志内市基本構想基本計画の見直しについて、これまでの取り組みと今後の見直しの考え方について説明を行いました。事業の優先順位や当面の課題、今後取り組む事業などについて示してほしいなどの御意見をいただきました。

3件目は、チロルの湯の運営状況に関する説明を行いました。市民の皆さんの関心も高く、多くの御意見をいただきました。接客等の面では、従業員の接客マナーの改善や施設改修については必要な箇所を早期改修への要望、また経営の面では、アリーナの使用停止を含む施設縮小の検討、もっとPRすべき、他の温泉施設等との連携やトイレ付きのツインの部屋への改修など、ソフト面でのレベルアップを図りながら施設や設備などハード面の改修等を行いながら、経営を存続すべきという意見が多かったところであります。

なお、市広報車による地区内でのお知らせについて要望があったことから、より多くの方に懇談会に参加していただくため、8月30日開催の中村地区から実施したところであります。さらには、行政からの情報提供に関し、資料の事前配付、わかりやすい資料などの要望がありましたので、今後の開催に向け改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、③でございます。総点検につきましては、現在、国会に法案が提出されているほか、一部地域で取り組みの事例がありますが、本市におきましては、耐震改修促進計画や公営住宅等長寿命化計画等の策定以外では改めての設備点検などは行っておりません。国において、従来の防災行政の見直しを進めている現状を踏まえ、本市といたしましても、国や道の施策に基づき、あるいは準じながら総合的な防災、減災対策を推進してまいりたいと考えております。

続いて④でございます。本市における災害時の周知方法は、消防本部の有線放送と公用車による放送となりますが、近年は高額な防災無線のほか、一般の携帯電話サービスなどさまざま

な手段が提供され始めておりますことから、維持費用なども考えながら新たな手法の導入を検討しております。

行政対策の指示、系統につきましては、人事異動にあわせて本部体制を見直すなどしておりますが、4月の土砂災害では、迅速な避難誘導と応急対策の一方、反省すべき点として、情報の集約や公表などにおくれが見られましたことから、減少する職員数に合わせた本部体制の見直しを図るとともに、突発的な事態に対応できるよう工夫してまいります。

次に⑥でございます。初めに、学校での避難訓練につきましては、小学校では毎年5月と12月の2回、中学校では毎年6月の1回、消防訓練として火災、地震に備えるための訓練が実施されております。

次に、全市民挙げての訓練につきましては、津波被害を想定した沿岸部と異なり、本市の地域特性を踏まえますと、発生の可能性が高い土砂災害や水害に備える必要性があること。また、具体的な想定のもとで訓練することが効果的なことから、これまで東光地区などで実施したような地域ごとの訓練を充実させることが望ましいと考えており、避難を目的とした全市での訓練は検討しておりません。

最後に⑧でございます。阪神淡路大震災や東日本大震災など、大規模災害の教訓に学び、災害に強いまちづくりを実現するためには、総合的な防災力の強化が重要とされております。これは、自分の命は自分で守るという考え方に基づく自助、さらには災害直後の救出や救護など住民がともに助け合う共助、老朽化した橋や道路などの社会資本の整備を行政が主体となって進める公助、これらがバランスよくその機能が発揮されるよう、日ごろからそれぞれが備えを実践していく必要があると考えております。

このため、市といたしましては、社会資本の点検を始め、その維持、補修を計画的に進めるとともに、防災教育や防災に対する意識啓発を進めて、避難訓練などに積極的に取り組むため、具体的な施策につきましては、毎年度の市政執行方針などにより明らかにしてまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 私からは、件名2のいじめ問題について、①から⑤を御答弁いたします。

①の文部科学大臣の談話をどのように受けとめて対応してきたのかということでございます。まさに文部科学大臣の談話のとおり、いじめは決して許されないことであり、どの学校でもどの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければならないと感じております。

教育委員会としては、学校に対し、日常において決していじめの兆候を見逃すことがないよう、また、いじめを把握した場合、速やかに報告するよう指導しております。いじめを特に最重要課題と受けとめ、定期的に校長会を開き、対策や現状報告、いじめ情報交換を行っております。また、空知教育局とも連携をとりながら、いじめに対する情報交換や適切な対応についての協議を行っております。

児童生徒の生命、または身体の安全が脅かされないことがないように、学校、教育委員会、北海道教育委員会などの関係機関が一丸となって取り組む必要があると考えます。

次に、②の過去7年間のいじめの件数、把握の方法及び調査内容、結果でございます。いじめとして正式に学校から報告を受けている件数は、過去7年間で平成23年度の1件であります。しかし、文部科学省が毎年実施している調査へ教育委員会が報告した、単なるからかい

なども含めたいじめの認知件数は、平成17年度から平成23年度までの7年間で23件となっております。

いじめの把握については、いじめの有無や態様、いじめの目撃などについて、平成23年度は小学校で年2回、中学校で年4回のアンケート調査を実施し、これに加えて個別面談など定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設けて、状況把握を十分に行った上で認知することとしております。

7年間で認知されたいじめについては、すべて年度内で解消しており、内容によっては解消後も定期的に指導を行い、継続支援したケースもあります。

次に、③のいじめの本質でございますけれども、いじめとは一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、いじめられた児童生徒の立場に立って判断すべきとされております。いじめは、人間がともに生きる中には必ず存在するものであり、特に成長過程にある小中学生の精神的に不安定な発達段階において起こりやすいことを念頭に、ふだんからいじめは生活の中に存在していると心がけてとらえていくことが重要だと考えております。

④のどうすればいじめは防げるかということでございます。

いじめは、人間の本質的な一部分として存在しているため、いじめを完全に防ぐということは永遠の課題とも言えます。学校では未成熟な人間である児童生徒に対してさまざまな教育手法を用いて、生きる力を育むための手助けを行っております。また、学校職員もいじめの日常指導法や早期発見など、いち早く解決するための研修を行っており、永遠の課題ではありますが、常に全力で取り組んでおります。

⑤の24時間いじめ相談ダイヤルの関係で、学校教育委員会の相談の状況はどうかということでございます。

北海道教育委員会では、24時間体制でいじめ相談電話を設置しており、児童生徒に電話番号やメールアドレスの啓発用パンフレットを配付しております。空知教育局や教育委員会、中学校においても教育相談を受け付けており、相談員や職員が対応することとしております。

本市においても、心の教室相談員を学校と教育委員会で実施、実践しており、教職員と相談員の連携により不登校、いじめなど、心のケアをしております。また、いじめに限らず、電話による相談を受け付けておりますが、いじめ以外で過去に数件、教育委員会において受け付けた実績があります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） どうもありがとうございました。

1件目の空き家問題なのですが、5月に歌志内じゅう、ちょっと見て歩きまして、また今回質問するということで、歌神地区を重点的に全部見てまいりました。そして、一番びっくりしたのは、見えますでしょうか、神威岳のほうに行くところに、このような、もうたくさん空き家がありました。それから、あそこから下がってきましたところにまた1軒あったのですが、きっと住んでらっしゃらないので、いろいろなものを入れないようにしていたと思うのですが、板ははがれ、ドアはこのように開いて、動物は必ず入っている状況だと思います。

それから、これは皆さんびっくりしませんでしょうか、見えますでしょうか。ここのうちの方から5月に相談を私は受けました。本当に狭い道路ですね。そこの前に、自分の家の前に、一步玄関を出ましたら目の前に空き家があるのです。この所有者もきちんと健在で、違う

方が、親戚の方が管理しているのですが、たびたび直してくださいと、もう本当に危険な状態ですからお願いしているにもかかわらず、5月に行った段階では、ここまではがれておりませんでした。屋根もちゃんとついておりまして、これで屋根が落ちてくるのかなと、ちょっとそのときは疑問に思ったのですが、11日の日に私が写しにいきましたから、5、6、7、8、9の間にこういう状態になったということです。もう本当にこの方が、5月に言われたときには、一番神経を使うのは、自分の孫が地方から遊びに来たときにけがをしないかということが一番私の頭にあるのです。だから、来ると決まったときには徹底して見て回るのですということだったのです。これを見たときに、私だったら、何でもっと徹底的に行政に相談しなかったのですかと、そのように質問しますと、何回今までいろいろなことで相談に行っても、適切なそういうことで返ってきたことはないから私はあきらめておりましたと。湯浅さんが1軒1軒、こうやって訪ねてきてくださるので気軽にこうやって相談できたのですということをおっしゃっていました。

本当にこの問題は一刻を争う、市の行政の方も時々は見回っているのではないかなと私は思うのですが、このことは御存じなかったのでしょうか、どうでしょうか。歌神三区でございませぬ。神威岳に行くときに通れなかった道ではなくて、今通れるような道になった、ぐるっとしたところの奥のほうでございませぬ。

○議長（山崎数彦君） スキー場に行くところの道路ですか。

○3番（湯浅礼子君） そうです。

○議長（山崎数彦君） 外回りの、トンネルのあるところですか。

○3番（湯浅礼子君） トンネルのほうではなくて、反対側です。真っすぐではなくて曲がって。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 市内端から端まで、今と同じような状況の、まださらにつぶれてひどい住宅もございませぬけれども、すべて調査したつもりです。その中で、約20軒ほどという中に入っているかなと思ひます。ちょっとその部分だけ見ても全容がわからない部分もございませぬけれども、端から、文珠から上歌のほうまで調査はしてございませぬ。それに対する苦情については、私ども建設部門の部分では来てございませぬけれども、ちょっと情報を、そういった危険で何とかしていただきたいという情報は来ていないものから、ちょっと対応はしてございませぬけれども、今後そういう住宅につきましても、本人を調査するなり、それは条例化が設定される、されないに関係なく、しなければならぬと思ひてございませぬ。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） たくさん写真は撮ってきたのですが、最初、玄関だけ見ますと正常で、まだ使える状態だなど。横を見ましたらこういうふうになってございませぬ。本当に、前と後ろでは全然違ひ、本当に家というのは傷むのだなど、人間が住んでいないとこんなにもひどくなるんだなどということを今認識してございませぬ、本当に行政まで足を運ばなくても困ってらっしゃる方はたくさんいるのではないかなと私はとらえてございませぬ。それというのも、みんなたくさんいる中で足を運んでいって話をするとするのは、私自身も初めて行政のほうの窓口に行くのにはどきどきいたしました。それが市民の偽らざる心境だと思ひます。ですから、本当にこういう意味でも、条例化対策というのは必要ではないかなというふうには私自身、今、強く思ひてございませぬ。

それから、済みませぬ、ちょっと小さいのですけれども、これは北門信用金庫の横のところでは。皆さんよく御存じの。ここのもひどいではございませぬ。私思ひますのは、まちの中、一

番本町地区というのはまちの中心でありまして、銀行、郵便局、公民館、消防本部、もうすべてそろっている中で、例えば公民館で行事がありましたら地方の方も足を運ばれる。幾ら歌志内は住みよいまちですよとPRに行ったとしましても、この状況を見たときに、果たして歌志内に来たいなというふうには思えないと思うのです。

ですから、ここの物件についても、いろいろ私も調査させていただきまして、いろいろな面で難しい部分があるというふうに聞いております。さまざまな問題を解決するためには、やはり今、全国的に条例化されているというのはそこではないかなというふうに思うのですが、この件に関して、空き家対策の条例化に対してどのように考えてらっしゃるか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 空き家の部分で、今ほどの北門さんの横の部分ということでございますが、危険家屋につきましては、条例化の前に法律のほうで対応できる部分があります。ですので、条例化をするまでもなく対応してまいりたいというふうに思いますが、先ほど議員さんおっしゃったように、なかなかその権利関係の部分とか、管財人の部分とか、ちょっと難しいものがありますので、条例とは別に、こういう危険家屋については対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 条例化に対する何かすごい、ちょっと待てよというプレッシャーというのか、そういうのが今ちょっと感じられるのですが、滝川でも、それから北海道でも、かなりの自治体が踏み切っております。これに対して、歌志内として本当に踏み込んでいけないというものは何かあるのでございましょうか。その点を伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 条例化の部分につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、今、調査・研究しまして、空き家条例といいましてもいろいろな側面がありまして、危険家屋を目標にしているのか、環境なのか、そういう部分でつくり方とかそういうものが変わってきます。それで、危険な部分でございましたら、先ほど言いましたけれども、条例をつくるまでもなく、対応できる部分もあります。環境の部分ですと、どこまでやるかというのをある程度決めなければ、一回決めてしまうと多額の費用がかかるとかというふうになりますので、その部分はほかの自治体の部分、調査・研究して、歌志内としてどれが一番いいのか検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 先ほどの本町地区の銀行の横の部分ですけれども、本当にいろいろな問題を抱えて解決できない状態が何年続いているのでございましょうか。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 今ほどの件でございしますが、空き家になってから、ちょっとはつきりわからないですけれども20年以上なっていると思います。あと、実際に危険な部分というのは、これもちょうとはつきりわかりませんが、ここ数年かなというふうに思いま

す。

それで、四、五年ぐらい前に、一度あそこの看板の部分がちょっとはがれてきまして、市民の方から危険だということでお話があったものですから、管財人の方に御連絡をして、その部分は費用もかからないものですから、市のほうで撤去していいですよということだったものですから、撤去した事例はあります。それ以降につきましては、ちょっと管理をしていないといえますか、把握しておりません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） それとあわせてなのですが、隣の、個人名を出してはいけないのでしょうけれども、あそこのところの看板も本当に危険な状態だということでも市民相談に行ったそうでございます。再度また、私のところに相談を受けたのですが、消防の方でしていただいた部分だけでは、やはり本人は子供がいるものですから、あれではちょっと私は納得しないという状況で再度相談を受けました。

それで、私も見まして、やはりこのままでは危険だなと。それから、一番お隣が感じているのは、向かいに所有者の方がいらっしゃるにも関わらず、地域をきれいにするという感覚が全くなくて、家全体に木がちょっと全部生えているのですが、秋になりますと落ち葉がすごくなって、それを整理するのはともかく、全部そのお隣の方が整理をしてやっていると。もう全然、自分がこの地域に住んでいて、まちをきれいにするという感覚がないのですという苦情もあわせていただいております。それも何回か言っているのですけれども、全然改善されないと。こういう場合はどうするのですかという質問をいただきました。それはどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） その部分につきましては、議員さんおっしゃったように、危険な部分につきましては、消防のほうで1回ロープといいますか、それで対処したのですけれども、現在もまだそのままになっております。

それで、この方につきましては、他の課の部分のほうから話をし、本人には伝えているのですが、なかなか費用の部分が出せないということだったものですから、再度、本人に話をし、看板の外側ではなくて側だけとってもいいということであれば、それは市のほうで職員で対応しようかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） そのように積極的に、本当に市民が納得のいく、市民相談に行つてこういうふうになったなという、そういう行政のあり方になってもらいたいなというふうに私自身感じます。今の条例化の問題に対しましては、ちょっと消極的ですが、この問題をきちんと処理するためにも、何か委員会とかそういうのを設けて、本当に歌志内として条例化が必要なのか、必要でないのかという、そういう討議もしていただきたいなと思うのですか、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 委員会になるかどうかわかりませんが、横断的な部分でございますので、その部分については他課と協議をしまいたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 前向きの検討をよろしくお願ひしたいと思います。私は、この問題は、解決するまで何回も質問をさせていただきたいと決意しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ちょっと今回、私、質問数が多くなったものですから、本当にあとわずかとなってしまいました。それで、ちょっと時間がなくなりましたので、教育委員会の方からさまざまな、また、それからいろいろな角度からいろいろあったのですが、ちょっと重要なポイントだけ。

高齢者の方からの相談でございました。行政まで足を運ぶのは大変だと。中央団地で本当に1日か、また二、三日でもというふうに御相談いただきました。地域の方からお伺いしますと、生活保護の給付は、あそこの町内会館を使って毎月されていると伺いました。そういうことを受けてやっというにこれではできないかということは、どうなのでございましょうか。

失礼しました、今のはちょっと飛びます。教育のほうは時間がないので、申しわけありません。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 住宅の収入申告ということ、このときにできないかという解釈になりますでしょうか。

繰り返しになりますけれども、生活館に行かれるのも足を運ばなければならないということになるかと思えます。先ほど答弁させていただきましたが、いわゆる郵送でもいいですよということになっておりますので、郵送であれば、生活館に行くぐらいの労力かなと思えますので、当市で改めてその機会に、徴収の機会と一緒にやるということは、今のところ考えておりません。あくまでも郵送も受けますので、また代理人の方が申請されることも受け付けておりますので、そういうほうがいいのかと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） そのように行政の方は言われますが、高齢者の方は、近くに身内がいる場合はすぐ相談して書類的なことも全部聞けるのですが、一応、人に頼むということは、本当に負担なことでありまして、私自身も年金の問題とかいろいろな書類とか記入するときに、私の年代でさえもいろいろ研究して取り組まなければという部分があります。ましてや、本当に80代、90代になりますと、誰かの手をかりなければ、そういうふうな郵送に対してもできないという状況です。近くでやっていただけたらと、本人が行って、直接わからないところを聞きながらできるというメリットを考えていただきまして、一地域だけでも高齢者が集中しておりますので、できないかどうかという市民からの相談でございまして、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 一地域ということになりますと、またいろいろ弊害もあるかなと思えます。

また、所得証明を必要とする場合もございまして、いろいろなケースがございまして、特化してその部分だけということもなかなか難しいのかなと思えます。実現するかどうかわかりませんが、もっとやりやすい、申請しやすい工夫が必要なのかなと思えますので、こちらから赴いてということは、ここでは御答弁できませんけれども、いわゆる書類的に何か簡素化できることがないのかとか、そういった部分でちょっと検討してまいりたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） そういう部分は絶対必要だと思いますので、本当にしっかり対応していただきたい。特に書類的なものは、困っているという声もうたくさん聞かれます。年齢がいくと書類づくりというのが本当に大変でございまして、その点、よろしく願いいたします。

私のミスで、ちょっとすごい時間的配分が、大事な部分は答えていただきましたが、ここの

部分はこの次、何かの機会にまた質問したいと思いますので、きょうのところはこれで終わらせていただきます。

最後に、いじめ問題で、私の思いとして書いてきたところがありますので、そこだけちょっと読んで終わらせたいと思います。

私の尊敬する師であります、その方が、教育提言を行いました。その中で、人間とは広い意味での教育によって人間であることのできる存在であるとするれば、人間がまことに成熟していくためのシステム、そのものが現在の我が国では機能不全に陥っているのではないのでしょうか。その機能不全が、子供という最も弱く、かつ鋭敏な部分に集中的に噴出しているのであり、その意味では、子供は社会の鏡であるという古今の知恵は、我々が教育について考える際に絶対に忘れてはならない不足の鉄則なのですということ、作家の山田太一氏が、今必要なのは確信を装って、子供に徳を解くことではなく、迂遠でも大人が自分で多少まじだと思える生き方を何とか現実生きて見せるしかないと思うと謙虚に語られていた言葉のことがちょっと引用されておりました。私自身もこのとおりだと思いますので、教育に携わる方は、今本当に大変な時代だと思いますが、全力で子供を守るために、あらゆる努力をしていただきたいということをお願いしまして、質問にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

質問順序6番、議席番号7番谷秀紀さん。

一つ、株式会社エコバレー歌志内に関わる件について。

一つ、事業閉鎖した「介護支援センターチロル」にかかわる責任の所在と損失について。

以上、2件について。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 少し、まくら言葉を述べさせていただきます。

私は、本定例会をもって、17年5カ月有余の議員活動を近日中に辞職する予定をいたしておりますが、ここに来て、どうしても脳裏から離れていかない問題が3件あります。

通告は、そのうちの2件を質問させていただきますが、議員として、市民より常に議会議員としての品位、そして常に資質とモラルを求められる中での議会活動でしたが、このような状況で、特に議員としての立場、また議運の委員長という立場もあることをわきまえて、市民よりできるだけ批判をされることのないように心がけ、そして議会の品位を傷つけないように今日まで行動をしてきましたところでございます。

私にとりましては、最後になる一般質問でございますが、勇退する市長には花を添える質問であればよろしいのですが、議員たる者はその理念に基づき、また、議会議員としての立場をわきまえて、先ほども話したように脳裏から離れておりませんので、議員として是々非々で質問に入らせていただきます。

最初の1点目でございますが、株式会社エコバレー歌志内に関わる件についてでございます。株式会社エコバレー歌志内の撤退が決定したことによる事後問題について伺います。

①の質問として、新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOでございますが、そこより、株式会社エコバレー歌志内に補助された約24億円は、歌志内を通して補助されましたけれども、契約途中の撤退なので補助金の返還を求められるのか、その点について伺います。

次に、②の質問でございますが、株式会社エコバレーの固定資産税の年額は23年度分で幾らで、その収納状況は現在どのようになっているか。これは決算書を見ればわかるものですが、確認のため伺います。

次に、2件目の事業閉鎖した「介護支援センターチロル」にかかわる責任の所在と損失についてでございます。

この事件は、ゆゆしき問題で、議員活動の中で常に懸念をしていたが、以下について市長より責任のある答弁を求めたいと思います。

①の質問としまして、現在、処分により事業所が閉鎖中でございます。当時、社協の職員のみが資格取り消しなどの処分があったにもかかわらず、責任の母体である本市が市長以下関係者が責任の所在を今もって明らかにしない理由は何なのか、伺っておきたいと思います。

2番目の②の質問ですが、介護プラン作成等も含め、処分の5年間に伴う損失は金額に換算してどれぐらいなのか、明らかにしてほしいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、件名1の株式会社エコバレー歌志内に係る件についての①の部分について御答弁申し上げます。

NEDOの補助金につきましては、NEDOから間接補助金として市に交付され、その後、市補助金として株式会社エコバレー歌志内に交付したものであります。株式会社エコバレー歌志内では、来年3月末での事業廃止を予定しておりますが、財産処分制限期間内での事業廃止、設備撤去となりますので、NEDOの見解では、補助金適化法やNEDO補助金交付規則等に基づき、補助金の返還義務が生じるものとしておりますが、特例措置等による返還の免除の適用を含め、その取り扱いについてNEDO並びに株式会社エコバレー歌志内等と慎重に協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私のほうから、1番目の株式会社エコバレー歌志内に関わる件についての②、その固定資産税の年額等についてお答えいたします。

株式会社エコバレー歌志内の固定資産税、年税額及び収納状況につきましては、特定の納税義務者に係る御質問内容であり、法に抵触するおそれがあるため、答弁は差し控えてさせていただきます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 私のほうから、2の①、②についてお答えいたします。

まず、①でございますが、この件につきましては、当時の所管でありました社会建設常任委員会及び総務文教常任委員会、議員協議会におきまして、経過と空知中部広域連合からの処分内容を御報告するとともに、平成20年第3回臨時会の市政報告の中で、皆様から質疑をいただきました。さらに、同年の第4回定例会におきましても一般質問があり、歌志内市ケアプラン相談センターチロルの指定取り消しに対する責任をどのようにとるのかという御質問をいただきました。

私は、居宅介護支援事業所の取り消しは、極めて厳しい処分と厳粛に受けとめ、利用者の皆様に支障が生じないように、また、転職せざるを得なくなった事業所の職員の再就職先をあっせんするとともに、一日も早い市政への信頼回復と住民福祉の向上に努めてまいることが、私の責務であるとお答えいたしましたところでございます。

市民の皆様、関係者の方々に多大な御心配をおかけしたことにおわびを申し上げてまいりましたが、私の設置者としての責任は、現在も重く受けとめているところでございます。

②でございます。損失金額ということで、なかなか難しい面もあるのですが、歌志内市ケアプラン相談センターチロルは、市からの委託料で運営されていたところでございます。平成19年度が1,534万4,000円、平成20年度が11月までの経費として1,103万1,000円であります。また、当該事業所が作成した介護給付等ケアプラン作成収入は、市の歳入に入っておりますので、平成19年度が1,022万2,000円、平成20年度が728万3,000円あります。このことから、事業運営では委託料の支出に見合う歳入は確保できていない状況でありましたので、平成21年度以降の利用者拡大による収入確保に期待していたところであります。

しかし、事業所が閉鎖されたことによる損失は、金額としてではなく、利用していた皆様が他の事業所に移行せざるを得なくなったことに伴い、多大な御迷惑をおかけしたことに加え、一生懸命仕事をされていた職員の方々が転職せざるを得なくなったことが大きな損失ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） それでは、再質問に入ります。

まず、最初にエコバレーの関係なのですが、約24億円の補助された金額についてお話ししますが、答弁では、特例措置等による返還の免除の適用も含めという答弁がありました。それで、特例措置等というのは、内容はどのような内容なのか伺います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 補助事業等による取得した場合についての財産の処分の取り扱いについての部分の中で、地方公共団体等が行う財産処分の場合についての該当項目の中に、社会情勢の変化とか処分財産を維持するという部分のその中に、該当する項目が明確にはございませんが、適用できる内容の部分について、該当すると思われる部分について、これらについて、今、NEDOの内部と協議を行っているということでもあります。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 課長、財産の処分とかそういうものは、私もわかっていますよ、これは特例措置法とは。だけれども、補助金も入るのかということなのですが、どうなのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 補助金が入るといふあれですけれども、平成12年から14年まで補助を受けているわけでございますけれども、その受けている補助の部分についての財産処分をする場合の、言うなれば該当項目として、可能性のある部分の項目に対して、今、NEDOとそれらについて協議を行っているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、協議を行っているという、だから補助金がこの特例措置に含まれて協議しているのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 返還免除の適用の部分の中で適用、言うなれば特例措置の部分での適用項目に対して協議を行っているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） そうしますと、平成21年5月29日の第3回臨時会で、私このことを質問しているのです。実は、ここで確認の意味なのですが、NEDOより補助金が市に一たん収入されていると思います。そこで、事業が閉鎖した場合、補助金の返済が生じないのか。これは当初事業計画で出しているわけですから、この辺がちょっと心配しておりますよと、こういうふうに言っているのです。そうしたら、これは市長の答弁なのですが、NEDOの補助金関係でございませけれども、これは国の補助金等の関係がございませるので、これらの関係については償還の請求があるものと考えているところでございますと、このように明確に答弁しているのです。そうすると、今の答弁とはかなり、状況が変わってきたといえればそれまでかもしれませんが、実は、この5月29日の臨時会のときにも、これは北海道新聞に、私の質疑の後、次の日、新聞に出ている。ですが、平成21年5月26日、これは函館なのですが、廃止すれば補助金返還、継続しても赤字補てんと、これは明らかに新聞に、返さなければならないということになっているのです。

それで、今ここに来て、協議はしているという答弁ではあるものの、実際にどうなのか、これ。返さなければならない状態が来るのか来ないのか、その辺について考え方ですね、これは返還しなければなりませんと、こういうことを明らかにしていただきたいのです。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現段階における協議の状況としては、答弁の中にもありますが、財産処分の制限期間内であるために、NEDOの見解では、補助金の適化法や交付規定等に基づき返還の義務は生じるといふ形の考え方を持っております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、特例措置の中で救える部分につきまして、返還の免除、この適用を求め、その部分について協議をしているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） では、今の話の中で、もし免除がかなわなかった場合として、想定してお話しさせていただきます。これは、事は重大でございますから。もし仮に、そういうことがかなわなかったとした場合は、当市が損失をこうむるわけですね。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 損失というより、NEDOから補助金の返還が求められ、市といたしましては、間接補助事業者であるエコバレーとの協議が必要というふうな形になってくると思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 当然そうなると思います。なぜかという、わかりやすく言えば肩がわりなのです。そういうことでしょうか。だから、肩がわりするとした場合のことを想定して、私も話をしているわけですよ、質問をしているわけです。ですから、そうなったときに、やはり返還ということになれば、この函館の例がありますから、私はもう返還はされるのではないかと。仮に、これは15年の契約だったと思います。その中で途中で撤退した場合は、やはり残りの期間内における補助金の返還と、これが発生してくるわけ、このように思っている。それで、もし来年の3月で撤退ははっきりしていますけれども、残りの期間分の補助金を仮に返還をするとしたら、どのぐらいなのか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 適化法の部分でいく残存簿価相当額に補助率を乗じてした場合についての国庫返納額とすれば、現在示されている部分でいけば、約6億円ぐらいになるかと思えます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 6億円といえば、すごい大きなお金だと思いますが、現在、このまま撤退した場合、エコバレーでは支払いの能力あると思えますか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） エコバレー歌志内の、言うなれば事業決算状況につきましては、委員会等で御報告をさせていただいておりでございます。その中での部分でいけば、エコバレー歌志内とすれば、なかなか厳しい状況かなというふうに思っております。

そのため、財産処分に係る承認申請の特例部分の中で、現在、NEDOと協議を行っておりまして、特例措置を認めていただけるよう協議中ということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 課長、私は支払い能力ありますかと聞いているのですよ。端的に答えてください。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） エコバレー歌志内とすれば、非常に難しい部分というふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私もそのように思っております。やはり資本金に比較して、あれだけの赤字ですから、親会社が援助をしてくれれば別でございますが、そういう話も後半は聞こえてきておりません。

もし、市も当時提示していますから、これは、明らかにNEDOは市に請求が来ると思うのです。NEDOではない、エコバレーに来ますけれども、市がやはり最終的には責任を負わなければいけない、こういう性質のものだと思うのです。そうした場合、もし市が返還するとしたら、私は今、この返還する財源ですね、どこから支出するのかなということが一つ心配があります。

それから、実はこの問題が、議会の議会だよりですか、議会だよりの私の質問の中でこの問題が出ていまして、そうすると、ある市民からこういう話があったのです。もし、これ返還が市がした場合、その損失の、要するに裏づけ、俗にいう担保ですね、どのようにするのかということなのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在のところ、その財源とかの担保という前段の部分の中で、繰り返しになりますけれども、財産処分に係る承認申請の特例の部分の地方公共団体が行う財産処分の中で、補助事業者の部分での状況によりまして処分財産を維持することが困難になったという部分での取り壊しの特例措置について、これらについてお認めいただけるように関係機関のほうと協議を行っているということでございまして、財源の措置に関しての部分については、それらについては今のところ進めておりません。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） では、これは認められる可能性があるのですか。端的にお答えください。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在のところ、それらについての確定の部分にはございませんので、協議中ということで御答弁申し上げたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 協議中ということですが、協議の雰囲気はどのようなのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在のところ、NEDO、それから次の部分でいきますと、11月ころに行きます省庁に向けての対応についての資料を両方で今、制作をしているという段階で、これはこれまでも行っているのですが、資料をさらに加えながら行っているということでございまして、NEDOだけではなくて省庁への状況への対応についても行っていくこととなりますので、それらについての状況につきましては、また今後の進捗状況により、不確かな部分といたしますか、現在のところわからない部分もございまして、それらについて鋭意、特例措置が認められるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） それでは、ちょっと市長に伺います。

市長、5月29日に、先ほど言ったように、NEDOの補助金の関係でございましてけれども、これは国の補助金等の関係もございましてということで答弁されています。償還の請求があるものと考えているところでございまして、このように答弁しております。これは何の裏づけをもって、こういう答弁をされたのですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 国の補助金ですから、返還の請求ということについては、補助金交付の段階でいろいろ条件がつけられて交付を受けます。この場合、間接補助金でございまして、NEDOのほうからそういった条件のついた補助金が市のほうに交付されると。それで、市のほうは間接補助金ですから、事業者であるエコバレー歌志内に対して、国からの補助金をエコバレー歌志内に対して交付すると。このときに、NEDOから歌志内市に出された交付条件、これをそのままといいますか、内容をそれと同じような形の中で交付条件をつけて、市からエコバレー歌志内に交付をしているということでございまして。

したがって、補助金の関係でございまして、返還の請求というものについてはあり得るということで、そうであれば、同じ条件の中で株式会社エコバレー歌志内に交付しているわけですから、今度は市のほうからエコバレー歌志内のほうに請求をして、市が返還した場合についてはエコバレー歌志内のほうに返還を求めると、そういう形になろうかと思っております。

したがって、今こういった状況の中で事業の廃止ということがなるわけでございまして、これについて、いろいろな形の中で、そういった返還義務ということに対して、この返還の免除の適用というものが無いだろうか。そういったことを中心に、今、NEDOのほうと協議をさせていただいているということでございまして。

したがって、最終的にどういう結論になるかは別といたしまして、NEDOから市が求められれば、市としてはそのまま形式的には株式会社エコバレーに返還を求めると、そういう形になろうかと思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 歌志内市だけが、私はこの特例措置等によって免除になるとは思っておりません。それで、まずこの返還金なのですが6億円といたしましたか、エコバレーに求めても、先ほどの課長の答弁では無理だろうという答弁の示唆をしております。

そういったことから伺いますが、これがもし非常にこのところは大事だと思っておりますので、

よく答弁していただきたいのですが、この返還金について当市が明らかに負担をするようになった場合、これは明らかに損失になると思うのです。一応、立てかえるわけですから、立てかえて出すわけですから、その場合、本当に裏づけがどういうふうにして取るのか。その辺は考えておられるのですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） そういった形に進んでいくとすれば、市としては、株式会社エコバレー歌志内の、これは清算会社になろうかと思えますけれども、そういう形の請求の手続きになっていくと思えます。また、エコバレー歌志内ということで、今、経理的にいろいろな面で問題といたしますか、そういった資力という、財政力というものについては、なかなかこれは大変なことでございますけれども、これらについては私どもも、いわゆる親会社である株式会社日立製作所、まだまだ閉鎖をするためのいろいろな経費がエコバレー歌志内としてはかかるわけでございますから、これらを含めて株式会社日立製作所に対して、これらの清算に係る経費についてお願いしたいということも含めて、現在協議を進めているところでございます。

したがいまして、このNEDOの補助金については、何とか返還の免除という適用をお願いしているという状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） この新聞では、補助金の返還の義務が生じるから簡単にはできないよと、こういうふうになっております。私もそう思っております。そこで、やはり先ほどから心配しているのは、市が一時的に補てんというか、その分を立てかえなければいけないのかということ聞いて危惧しているわけです。

それで私は、最悪まで想定をして、今、話をしているのですが、もし、これが明らかに市が負担することになった場合、この場合、市民から告発された場合、市はどのよう対応していきますか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） そういったことについては、いろいろな方法もあろうかと思えますけれども、今そうではなく、何とかこの免除をお願いしたいということの一点に絞って、これ以外のいろいろな閉鎖に係る経費というのはまだまだあります。これらについても親会社のほうで何とかお願いしたいということを含めて協議をしているわけでございますから、今は何とかこの国の、まずは特例措置等を活用した中での返還の免除をお願いしているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 堂々めぐりになるかもしれませんが、どうもこの特例措置を全面に出して今答弁しているわけですが、私もかなり結構調べておりますけれども、この特例措置で返還の免除がなるのかという思いが非常に強いのです。だから、私もそういう相反する考え方で質問をしているわけなのです。ただ、やはりエコバレーさんは、バックには天下の日立さんがついていますから、当市に負担をさせることなく払っていただけるだろうと、このように感じておりますし、きょうは傍聴の中にも尾崎さんもおられますから、当然、今、私の質問も聞いて、厳しいこの質問に対しても考えてくれるのではないかと、このように考えております。

次に、②の収納の関係なのですが、言われればこのとおりのかもしれません。でも、私はなぜこのことを質問の事項に加えたかという、やはり、大変エコバレーさんの経営状態が厳しい中で、22年度までは固定資産税も年度末ぎりぎりまでには収納してくれた経過があります。

それで、23年度分については、一応年度を過ぎていると。俗に言う、現在そういう状況になっていると。それらを考えると、やはり金額が金額でございますので、その辺の協議は、財政課としてはエコバレーさんという話をされているのか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、特定の納税義務者に関わることなものですから、その協議内容につきましても、この場で答弁は差し控えたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） では、ちょっと申し上げます。

一般の家庭の人だったら、滞納していたときに、夜間収納もしています、こういうこともやっていますと答弁しているのではないですか。ここだけは違う扱いですか、一般の滞納者より多額なのですよ。そういう答弁のあり方ってありですかね。私は納できません。なぜかという、一般の市民の方々の滞納があったときには、こういう方法で歩いています、こうやってやっています、こういうふうに督促状も出していますと言っているのではないですか。では、エコバレーさんだけは特定扱いなのですか。お答えください。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それにつきましては、一般的な滞納の取り扱いということで、一般の名前が特定されない場合は総括的な対処の仕方としてこういう対処の仕方を行っていますという表現はできますが、しかし、今の場合は、エコバレーさんという特定の方に対する御質問内容ということになってしまいますので、それについて、その協議の経過とかということにつきましては、やはり答弁はちょっとできないということで御理解願います。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 特別な扱いというふうにとらえざるを得ないと思います。少なくとも通告書の中には記載してございます。それで、この議場内にいる人はみんなわかっているはずで、はっきり言いますと。皆さん、手元に来ていますから質問内容を。それで、先ほど私も、これ以上話しても堂々めぐりになるのだろうと思いますけれども、これも何とか、やはりきちんと収納していただきたいと、この辺でやめておきます。

それでは次、2件目の介護事業の関係について質問に入ります。

まず、私は処分に対する公平な観点から、市長に、誠意についての認識はどのような考え方をもちか伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 質問の趣旨といいますか、先ほどお答えしましたように、20年の臨時会、そして定例会という中で、市、いわゆる市長としての責任をどうとるのかという質問に対して、私のほうとしては、先ほど申し上げましたように、利用者の皆様に支障が生じないよう、また、転職せざるを得なくなった事業所の職員の再就職をあっせんするとか、そういったことですね、一日も早い市政の信頼回復と、住民福祉の向上に努めていくことが私の責務であるということでお答えしたとおりでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私は今ですね、処分に対する公平な観点から、誠意についての認識ということで再質問したわけです。それ、どういうことの根拠かと申しますと、私は市長以下関係者がと言っているのです。関係者が責任の所在をと、このように言っているのです。市長だけに言っているわけではないのですよ。それで、なぜ、処分に対する公平な観点かという、当

時、社協の職員が全部処分されているのですね、はっきり言って。それから事業閉鎖もされたところ、管理監督の責任がある市のほうは、だれも処分を受けていないのですよ。このことを言って、だから公平な観点からということなのです。だから行政側としてもそういう社協の方々が処分されて、市の管理監督の責任のあるほうが全く処分していないと。では、これは公平から見たら公平性に欠けているのではないかと。これは当時のことを、実は私、鮮明に関係者から聞き取り調査しているのですよ、これ。20年10月26日に当事者から。そのときに、たしか92名ぐらいのプランだったと思うのです。ほかの人のプランは正常に引き継いでいて、なぜか市の担当者の方の分だけが介護保険で対応できるようにしてあった。これは職務権限を使ったのではないですか、これ。私はそのように思ってしまうのですよ。たった一人ですから、その中の。これ何人もいたというのだったら、ああ、なるほどな、間違いかなと思うけれども、90数名のたしか2名のうちのたった1名ですよ、これ。そうしたら、これであれば、この件については、本来であれば総務課が所管の、要するに懲罰委員会か何かありますよね、総務課に、内部調査をすべきであったと思うのですけれども、その点については対応したのかしなかったか、伺っておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） これについては、いわゆる市のほうの責任の所在ということで、私の答弁した内容については、当然それに携わる所管の職員を含めて、こういった早急な対策を進め、そして住民の福祉の向上に努めて市民への信頼回復ということ所管職員含めて一体となって進めていくことが責務ですよということで、私のほうの判断ということでこういう形を答弁したわけでございますし、賞罰委員会というよりも、これは私のほうで判断をして、こういう形で市としての責務を果たしていくのだということで取り扱った、判断をしたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私、総務課主管の担当者を含めて内部調査をすべきであったのではないかと聞いているのですが、内部調査はしたのでしょうか、しなかったのでしょうか。その点についてお答えください。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 内部調査といいますか、これは中部広域連合を含めて、そういった調査、あるいは北海道の監査、こういうことで進められた事業でありまして、そういった調査の中の細部にわたっての報告、また意見の交換、情報提供とか、そういった形でそれぞれ所管の職員、そして当時の副市長が中心になって、そういった上部官庁の指導だとか、あるいは中部広域連合との対応だとか、そういったことを含めた中での状況の調査ということについては、副市長以下、所管の課長を含めてやっております、これを総務課の所管する賞罰委員会に内部調査をするというような形はとっておりません。最終的には、そういった状況、上級官庁との関係、あるいは保険者の中部広域連合、こういったところの情報、指導をいただいた中で、最終的に私のほうでこういう判断をしたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） あえて申し上げますと、これは母体の身内からだれも処分なしと。当時処分された関係者は、だれも納得できないと思います。こんなことでは。やはり、一例を申し上げますと、滝川市なんかでは、ある意味では市長がみずから処分しているのですよ。こんな重大なことが、管理、監督であった母体である市のほうが、だれも処分がない。市長の最初の答弁では、これは私の関係者が責任の所在、今もって明らかにしない理由は何なのかと聞い

ているのですけれども、責任の所在に全然触れていないといえは語弊があるかもしれませんが、要するに、関係者のことを、私、言っているのですよ。関係者のことを、関係者も含めて。市長だけが、こうやって言えばいいというものではないと思うのです、答弁でも。私は、そう思いますけれども。

それで、来年のたしか11月30日まで事業所の閉鎖という処分があると思うのですが、このときも実は、あえて申し上げますと、10月末の処分が避け切れなかったのですね。そのときに、11月まで延ばしてもらって努力したの、あえて言いますと、私なのですよ、これ、正直言いますと。これ関係者は知っていますから。当時、市長は選挙後でしたから、まだあれでしたけれども、職務代理者の副市長がわかっているはずですよ。これは11月までに、本当に処分を延ばしてもらって、私それなりの働きをしたのですよ、正直言いますと。そういうことをしながら、やはり責任ある市の行政サイドが包括支援センターの、まず言えば、当時、チロルの介護プランを作成していた4名の方々、これは包括支援センターから指導的なことを受ける立場にいたの方々。だから私は、市の行政サイドはだれも処分なしで、こんなことってあり得るのかなと。

そして、実は、当時の10月21日の常任委員会で、私こう言ったのです、今後の処分の対応の仕方、考え方はどう考えているのかと、理事者として。そのときに、特に、職務代理者だったと思うのですが、基本的には責任は逃れるものでないというふうに考えていると、こう答弁しているのです。そしてまた、私は5年間事業所を開設できないとすれば、理事者としての責任のとり方はどのように考えているかと、2本にわたって私、この責任の所在を明らかにしてくださいと言っているのです。そのときも、設置者としての責任は、先ほども言ったように逃れるものではないと、このように理解をしているよと。本来であれば、これだけの事件ですから、理事者が議会に減俸何十%の提案、それから次の事務方のトップである副市長が何十%の提案、それ以下は何々と、こういう処分の仕方が、だれが見ても普通の処分のあり方だと私は考えております。だから、見解が違ふといえは見解が違ふはけれども、要するに処分に値しない事件であったのかなと、こんな錯覚にも思えるわけですよ。今さら処分すれといっても、できないとは考えておりますけれども、私は、なぜあえてこういうことを言うかということは、今後においてもこのようなことがあっては困るということを行っているのです、背景は。それはどういう意味かということ、特に行政に携わる者は、正義が不正義になったり、不正義が正義になることは避けなければならないのですよ。私はそのように考えますけれども、市長の見解はどう思いますか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 先ほども申し上げましたけれども、私どもも上級官庁である空知支庁、そして保険者である中部広域連合、こういったところでの話、それから、いろいろ監査を受けた内容と、これらについてもその時点で監査でのやりとり、それぞれの職員のやりとり等も詳細に情報としていただいております。その中でいろいろ協議をして進めてきたわけですが、確かに建設常任委員会、それからこの後、議員協議会等も開いたと思っておりますけれども、理事者として責任を免れるものではないと、こういう職務代理者の答弁、これにつけ加えて言っていると思うのですよ。免れるものではないと、したがってこの責任を、もとのサービスが途切れることのないように、それを継続して提供できるようにするのが市の責任のとり方だと理解している、こういった形で答弁もしていると思っております。

これらの答弁についても、当然、委員会での答弁ございますから、私ども協議をしながら、そのときの情勢をしっかりと判断した中で、答弁をこのように行っているということでありま

す。

○議長（山崎数彦君） 引き続き、会議を続けます。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、私が正義が不正義になったり、不正義が正義という話をしました。それで、この正義が不正義でなく、そして不正義が正義としてとらえられるなら、本来、事務方のトップが、当時はあれですから、みずから市長に進言して処分喚起をすべき事案であったと、事案ですよ、この件は、そういう事案であったと私は思いますけれども、市長、この辺についてきちんとした答弁してください。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 最初に答弁したように、最終的には20年12月の第4回定例会で、11月の臨時会の市政報告の時点もありましたけれども、12月の定例会でも一般質問という形でそれらの質問がありました。私は、それについて、先ほど答弁した内容で判断をしたということで、議員の皆さんに答弁して、何度かの質問、質疑を受けながら私の考え方を申し述べて答弁をしたと。そういったことで、その後、いろいろな形で責任を持って、いろいろな反省点もあつただろう、事務方としてのそういった連携を含めた中でのチェック機能という言葉も当時は出ておりましたけれども、ほかに、こういう形で委託をしている事業もあるわけですから、そういったこととの連携をきちんととりながら、やはり市の責任として委託すれば、そこだけの責任ではなく、指導等を含めた中での対応をきちんとするというので、それを前提に、12月に最初に申し上げた私の責務ということで皆さんに答弁をし、何度かの質問をいただきながら、私の責務はそういうことですよということ、繰り返し申し上げたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 確かに、この年の11月7日の第3回臨時会、このとき下山議員も言っていた行政の責任、重いものが私はあるかと。行政のトップとして、そして事務方のトップとして、その責任どのように考えているのかと。これ下山議員も議事録の中でこのように記述してあります。ところが、やはり最終的に、今、市長の答弁を聞いてみると、やはり形のあつた処分はできなかつたと、こういうことに尽きるのですよ、最終的に。それで、私は、もう時間ありませんけれども、実は冒頭のまぐら言葉で、脳裏から離れていなかった問題が3件ありますよと。通告はそのうちの2件、今回の2件です、質問させていただきました。なぜ、その1件、1件は市長も知っていると思います。やはり今後、そういうことのないように、市長首を振っているかもしれないけれども、これは明らかに私、市長室へ行って話したことがあります、ある点で。ですから、私はやはり今後そういうことのない、厳正に公平な行政を進めていただきたいと、こういうふうに思うから言うのであります。そうしないと、職員はだんだん仕事の意欲だとか、そういうものがなくなっていくのではないかと私は思いますよ、正直言いますと。

片や、市の職員ではないから関係ない、これは上のほうからの処分になりましたよね、確かに。ケアマネージャーの資格を取られて6年間とれないわけですから。ところが、片や責任の所在が明らかにある設置者であり、また管理、監督する立場のほうは、だれひとりとも責任をとろうとしていない、またとらせていない。このことが、やはり市民が納得しないと思うから、これをあえてずっと脳裏から離れていなかったのです。こんな行政を進められていたら、住民もたまったものではないですよ。やはり行政は、住民の模範になって仕事を進めなければならない立場にあるわけですから。よその近隣の行政見ていると、ちょっとしたことも処分で

新聞に出ているのではないですか。歌志内市は、これだけの重大な事件があっても、だれひとりともとっていないのですよ、市長。重く受けとめる、重く受けとめるというのはわかりますけれども、形を出して初めて皆さん納得するのではないのでしょうか。言葉上ではなく。形をとられたのは、社協の2人だけです、はっきり言いますと。私は、そういうことを言っているのですよ。だから、まことに悲しいというか、情けないというか、こういう行政が、悪いのですが踏襲されたらという思いが非常にあります。職員の人たちは一々言いませんよ、言えばやはりいろいろと何か影響があるみたいでございますから。やはりこういう行政は、僕は今後謹んでいただきたいと、こんなふうにも考えているわけです。

最後に市長、私は、まくら言葉で言いました。本当に花道をつくった質問をしたいのですが、議員という立場はそういうものではないということをご心掛けておりますので、こういう質問をしましたが、最後に、体をいたわって、十分これから今後、また別な形で御活躍していただけることを御祈念申し上げまして、私の質問を閉じます。

ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

報 告 第 1 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第12号議案第40号歌志内市暴力団排除条例の制定について（平成24年9月11日行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第12号議案第40号歌志内市暴力団排除条例の制定について。

次のページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第98条の規定により報告をいたします。

記。

1、事件。

議案第40号歌志内市暴力団排除条例の制定について（平成24年9月11日付託）。

2、審査の経過。

9月11日、委員会を開催し慎重に審査をした。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第12号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

意見書案第15号から意見書案第19号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第5 意見書案第15号から日程第9 意見書案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第15号税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）、意見書案第16号気象事業の整備拡充を求める意見書（案）、意見書案第17号「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）、意見書案第18号自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）、意見書案第19号中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）、以上5件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立しました。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において民主、自民、公明の3党合意に基づいてまとめられた修正案ですが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされています。

消費税の増税にあたっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要があります。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきです。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをはじめとする税制全体の抜本改革について、必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求めます。

併せて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

気象事業の整備拡充を求める意見書(案)

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにあります。2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されています。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っています。また、気象の観測・予測になくてはならない気象衛星の打ち上げにも巨額の費用がかかり、予算を圧迫しています。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な補足と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援・指導ができることが必要です。さらに地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきです。近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても一層の体制強化を求められています。

よって、政府の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、防災担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書(案)

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、77物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成

分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって政府におかれては以下の点について早急に対応するよう、強く要請する。

記

- 一、成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 一、指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 一、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書(案)

地方自治体が所有・管理する社会資本(道路橋梁、上下水道等)の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期(建設後30～50年)を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の

拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書(案)

中小企業は、地域の“経済”や“雇用”の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、政府におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

記

- 一、環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 一、地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 一、中小企業の新たな投資を促進し、雇用を維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。
- 一、電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 一、中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第15号税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 意見書案第15号税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）についての反対討論を行いたいと思います。

当初の政府案は、低所得者に配慮した、再分配に配慮した総合的な施策を導入するとしていましたが、これが民自公三党消費税増税の三党談合によって検討課題に格下げされ、先送りされました。

低所得者に現金給付する給付付税額控除や一物品目の消費税率を一般の消費税率より低くする複数税率なども上げていましたが、何も具体化されず三党間で議論がまとまる見通しも立たない状況となっております。また、これらの対策がとられても、消費税のもう一つの根本的欠陥である中小企業の損税は何も改善されなく、根本的に消費税増税をするに当たっての本意見書であり、社会保障の財源を確保するというなら、まず無駄遣いをやめることや法人税の減税をやめる、大企業や大資産家など、税金が安くなる税の仕組みを変えていけば幾らでも財源が生まれてきます。

消費税増税反対が国民の半数以上を占める状況下で、国民目線に立って増税を規定の事実前提とする本意見書案に賛成できませんので、反対討論といたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書に関し、賛成の立場で討論をいたします。

本意見書につきましては、消費税の増税には反論があるものの、継続可能な社会保障のための安定財源の確保、二重課税の抜本的見直しを求める意見書であると判断いたしますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第15号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第16号気象事業の整備拡充を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第17号「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第18号自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第19号中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第19号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第20号から意見書案第23号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第10 意見書案第20号から日程第13 意見書案第23号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） ー登壇ー

意見書案第20号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第21号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）、意見書案第22号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）、意見書案第23号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）、以上4件の議案につきまして、歌志内市議会会議規則第13条の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付してあります内容で関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明につきましての読み上げは省略いたしますが、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっている。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて政府に次の通り対策を求める。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、2010年は雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、この5年間で61円の引き上げが行われ、北海道の最低賃金は705円となっている。

全国的にも、昨年、生活保護費との乖離解消が6都府県で進められたが、依然、乖離額が残されているのは3道県である。特に乖離額(現行17円)が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるためには、その乖離を速やかに解消することが、喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金を約束しなければならない。

法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかないが、昨年度14円引き上げ改定に伴う影響率は10.1%、パートに至っては26.7%となっており北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっている。連合調査による「最低限の生活を保障水準(リビング・ウェイジ)」として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっている。

地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請する。

記

1. 今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、生活保護費との乖離解消は喫緊の課題であることから、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道最低賃金審議会会長

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予

算確保・拡充に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について、国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要である。

文科省は40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現している。また、2012年度に向けては、法改正は見送ったものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定している。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編成の制度改正及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」などが引き続き計上されたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在している。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実をするよう意見する。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地域主権推進担当大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（２００６年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行っている。これによって、全道では、現在までに１９校が募集停止（または募集停止予定）、１７校が再編・統合によって削減（または削減予定）されている。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されている。

とりわけ昨年度は、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が２０名を切っていることを理由に「募集停止」としている。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしている。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が９８％を超える状況にありながら、北海道の高校の約４４％がなくなることになる。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請する。

記

1. 道教委が２００６年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２４年９月１３日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第２０号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第20号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第21号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第21号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第21号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第22号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第22号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第22号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第23号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第23号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第24号から意見書案第25号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第14 意見書案第24号から日程第15 意見書案第25号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第24号米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）、意見書案第25号首相の「収束宣言」の撤回、福島原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発をはじめとする原発の再稼働をしないことを求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）

沖縄や岩国など各地で反対の声が強まる中、日米両政府は墜落事故が相次ぐ米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの沖縄配備を決め、山口県の岩国基地に先行搬入した。オスプレイは10月には沖縄普天間基地に配備、本格運用される予定である。

沖縄では県議会や県内41市町村の議会と首長全てが配備に反対している。山口県でも県議会や岩国市議会と首長が搬入に反対し、米軍基地がある14都道県からなる渉外知事会も地元の意思を尊重するよう政府に申し入れている。

オスプレイの配備が普天間基地がある沖縄だけでなく、低空飛行訓練が予定される日本列島の北から南まで墜落の危険をもたらすことが明らかになっている。オスプレイは開発段階から墜落事故を繰り返し、実践配備が始まった2005年以降も2010年にアフガニスタンで、今年に入って4月にモロッコで、6月に米国のフロリダで墜落を重ねている欠陥機である。7月9日には機体のトラブルで米国南部の民間飛行場に緊急着陸している。オスプレイにはオートローテーション機能がないという重大な欠陥を持っている。

オスプレイが配備される普天間基地は住宅密集地のなかにある「世界一危険」な基地である。そこへ世界一危険なオスプレイを配置することは国民・県民生活の安全・安心を守る立場から到底許されない。

よって、政府は安保条例をたてに米国のいいなりに配備を国民に押しつけるのではなく、米

国に対して配備を撤回するよう要求し、国民の安全を守るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、防衛大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

首相の「収束宣言」の撤回、福島原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発をはじめとする原発の再稼働をしないことを求める意見書(案)

東京電力福島原子力発電所事故について国会の事故調査委員会報告書と政府の事故調査・検証委員会の報告書は、「事故は終わっていない」「事故は全容解明していない」とそれぞれ指摘し、政府事故調査報告書は「国は(当委員会や国会事故調の報告で)事故調査・検証を終えたとするのではなく、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきである」と強調している。

首相は昨年末福島原発事故の「収束」を宣言し、停止中の大飯原発3、4号機の再稼働へと原発推進の歩を進めた。地元の福島では「収束」宣言が原因究明や被災者対策の障害になると、宣言の撤回を求める声が相次いだ。政府は、事故原因の究明が進んでいないにもかかわらず、大飯原発に続いて全国で停止している原発についても再稼働させる方向に進んでいる。北海道電力も泊原発の再稼働に踏み出す姿勢を露骨にしている。そこには国会の事故調査報告及び政府の事故調査・検証委員会の報告を真摯に受けとめる姿勢は全く見られない。

原発再稼働反対の世論と運動は空前の広がりをもって展開している。しかし、世論を無視して原発再稼働へと突き進む政府の姿勢は、国民の声との乖離をますます広げている。このような国民世論無視の政治は民主主義国家において容認されないことは明白である。

よって、首相及び政府は、国民の声に耳を傾け、国会の事故調査報告及び政府の事故調査・検証委員会の報告を重く受けとめ、「収束宣言」の撤回、福島事故原因の徹底究明・検証及び原発再稼働を中止し、泊原発の再稼働をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

○議長(山崎数彦君) これより、意見書案第24号米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書(案)について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第24号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第24号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第25号首相の「収束宣言」の撤回、福島原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発をはじめとする原発の再稼働をしないことを求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第25号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第25号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第26号から意見書案第27号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第16 意見書案第26号から日程第17 意見書案第27号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ー登壇ー

意見書案第26号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）、意見書案第27号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）、以上2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%

を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地域温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減する

ための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

- 2 地球温暖化防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
- 3 安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。
- 4 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。
また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。
- 5 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。
- 6 森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。
- 7 国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第26号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第26号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第26号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第27号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、意見書案第27号について、起立により採決をいたします。
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。
したがって、意見書案第27号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第18 閉会中の継続審査の申し出についてであります。
各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、平成24年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。
(午後 1時21分 閉会)

あ い さ つ

○議長（山崎数彦君） ここで、泉谷市長よりごあいさつの申し出がありますので、お受けしたいと思います。

泉谷市長、御登壇願います。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。

定例会の閉会に当たり、各提出議案について御審議いただきましたことにつきまして、深く感謝を申し上げますとともに、一言ごあいさつ申し上げます。

振り返りますと、平成16年10月、中空知の合併協議が頓挫し、改めて自立の道を模索しなければならないという状況の中、歌志内の将来を切り開いてまいりたいという一心で市長の任につかせていただきました。

就任以降、産業創出と福祉のまちづくりを掲げ、懸命に取り組んでまいりましたが、御承知のとおり空知産炭地域総合発展基金からの借入一括返済という難題に直面し、同じく、旧産炭地である夕張市が財政破綻する状況を目の前にしながら、身を切る重いであらゆる事務事業を

見直し、地道な経費の節減を積み上げてまいりました。8年間議員各位、市民の皆様はもとより、市職員や関係機関の皆様など、大変多くの方に支えていただき、苦しいやりくりを行いながらも、各種の事業展開を図りつつ、財政再建にも一定の道筋をつけることができました。

全国的に少子高齢化が進み、さきの震災からの復興やエネルギー問題、あるいは社会保障と税の一体改革が地方行政にどのような影響をもたらすかなど、いまだ予断を許さない状況にございますが、炭礦閉山後、幾度となく危機を乗り越えてきた本市は、今後とも市民、議会、行政を挙げて地域が一体となり、自然豊かな歌志内を守り、次の世代に引き継ぐべく、小さくとも住みよい安全・安心な地域づくりを進めていくことができるものと確信いたしております。

今般、一般職員及び助役の期間を含め、52年間の公務員生活に終止符を打つわけですが、今後は健康回復に努め、9月3日で71歳になりましたが、残された人生を一市民として楽しく過ごしてまいりたいと思います。

議員各位の御尽力、御協力に重ねて感謝申し上げますとともに、歌志内市政の発展、一層の地域振興のため、皆様のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） それでは、これで終わります。

大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 女 鹿 聡